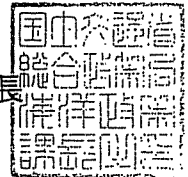




国総海第67号  
平成23年4月6日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



船舶等からの廃棄物の排出規制に係る特別海域の追加について（通知）

船舶等からの廃棄物の排出については、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書附属書Vの規定に基づき、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号。以下「海防法施行令」という。）及び関係省令において規制しています。

今般、同附属書の特別海域として定義されていた拡大カリブ海域が、平成23年5月1日より特別海域としての効力を有することとなり、同海域における船舶等からの廃棄物の排出基準が強化されるため、別添のとおり海防法施行令を改正しました。

本改正により、同海域においては、食物くずについては領海基線から12海里以遠の海域においてのみ排出可、食物くず以外の廃棄物については一切の排出禁止となります。

については、運用に当たり、遺漏なきようお願いいたします。

（本件に関する連絡先）

国土交通省総合政策局海洋政策課

田中 嘉郎

TEL : 03-5253-8267（直通）



○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		
別表第三の一(第四条 第九条の三 第十一条の十関係)		
陸棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず	(略)	(略)
	乙海域並びにバルティック海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び北大カリブ海域のうちすべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	排出方法は、限定しない。
二・三 (略)	(略)	(略)

備考

一 この表において「甲海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、北大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

二 この表において「乙海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域(バルティック海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、北大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

三・七 (略)

現 行		
別表第三の一(第四条 第九条の三 第十一条の十関係)		
陸棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず	(略)	(略)
	乙海域並びにバルティック海域、北海海域、ガルフ海域及び地中海海域のうちすべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	排出方法は、限定しない。
二・三 (略)	(略)	(略)

備考

一 この表において「甲海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

二 この表において「乙海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域(バルティック海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

三・七 (略)

八 この表において「北大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から西経まで二七〇度引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

九 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。

別表第三(第四条の二関係)

表(略)

備考

一 この表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ・ロ (略)

ハ 別表第三の一備考第八号に規定する北大カリブ海域

ニ 別表第三の一備考第九号に規定する海洋施設等周辺海域

二 この表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ・ロ (略)

ハ 別表第三の一備考第八号に規定する北大カリブ海域

ニ 別表第三の一備考第九号に規定する海洋施設等周辺海域

ホ 第四号の環境大臣が指定する海域

三・四 (略)

八 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。

別表第三(第四条の二関係)

表(略)

備考

一 この表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ・ロ (略)

ハ 別表第三の一備考第八号に規定する海洋施設等周辺海域

二 この表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ・ロ (略)

ハ 別表第三の一備考第八号に規定する海洋施設等周辺海域

ニ 第四号の環境大臣が指定する海域

三・四 (略)